団体退職者の住所未登録者、不明者を探しています。

全国48、000人、県内1、660人が未登録となっています。

農林年金では、令和2年4月1日の改正法施行以降、特例一時金の支払いを進め、令和4年11月支払い時点で、75万人と言われる対象者のうち、約60万人に2,437億円の特例一時金の支払いを行いました。

今後、一時金の支給期限である令和7年3月末までに全ての対象者に支払いを行うためには、残りの対象者に手続きを行って頂く必要がありますが、団体を退職された方の中に、農林年金に住所が登録されていない方(住所未登録者)、転居等で住所が不明となり一時金受取のための書類等をお送りできない方(住所不明者)が全国に 48,000 人余り、愛媛県内には、1,660人(対応困難者含む)が存在しています。そのため、農林年金では、住所未登録者、不明者を探しています。

お心あたりの方がいらっしゃいましたら以下の情報をお伝え下さい。

(対象者)

平成14年3月末までに1年以上勤務期間(農林年金組合員期間)がある方(お伝え頂きたいこと)

以下の連絡先にご本人様からお電話するようお伝え下さい。

0120-199-155農林年金住所登録センター又は、03-6260-7808農林年金管理徴収課

※令和4年8月13日(土)、12月24日(土)「愛媛新聞」朝刊に広告を掲載。

